

## 社会復帰促進等事業に係る目標管理に関する基本方針

平成20年7月策定  
平成23年3月改定  
令和元年5月改定  
労働基準局

### 1. 基本方針策定の趣旨

社会復帰促進等事業（以下「社復事業」という。）については、平成17年度から目標管理を実施し、平成19年に行われた旧労働福祉事業の見直しについての労働政策審議会の建議において、「PDCAサイクルで不断のチェックを行い、その事業評価の結果に基づき、予算を毎年精査するとともに、合目的性と効率性を確保するため、各事業の必要性についての徹底した精査を継続的に実施する」こととされたことを受け、PDCAサイクルによる事業のチェックをより実効性のあるものとするとともに、目標管理を効率的に行うため、目標管理の在り方に関する基本的な考え方を基本方針として定める。

### 2. 社会復帰促進等事業に関する検討会・労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会の運営について

- ・ 社会復帰促進等事業に関する検討会（以下「検討会」という。）における検証結果については、労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会（以下「部会」という。）においても議論を行い、それをPDCAサイクルの一環として位置づける。
- ・ 検討会については、その開催や議事概要等を厚生労働省ホームページで公表し、PDCAサイクルをより透明性のあるものにする。

### 3. 具体的な目標管理の実施

#### （1）事業の性質に応じた目標の設定（Plan）

- ・ 目標管理の対象は、社復事業として実施するすべての事業（ただし行政経費のみで構成されるものは除く）とする。
- ・ 目標は、アウトカム指標（政策効果）とアウトプット指標（事業執行率）を用いて設定することを原則とし、質と量の両面を評価する観点から、可能な限り複数の目標を設定する。指標を設定する際には、政策効果が客観的に評価できる指標となるよう留意すること。
- ・ 用いる指標は、その指標とする理由及び設定水準の考え方（なぜそのような水準なのか）を明らかにする。なお、前年度目標を達成した上で、その翌年度の目標を前年度と同水準に設定する場合には、既に相当高い目標設定を行っている場合を除

き、その理由を明らかにする。

- ・ アウトカム指標で測定することが困難な事業については、事業執行に関する効率性などの別の評価基準を設定することで代えることとする。
- ・ 設定した目標については、翌年度の6月上旬頃に実績を把握した上での評価を行うため、その時期までに実績が把握できる指標に限るものとし、その上で計画的に事業を実施する。

なお、独立行政法人が行う事業に関する目標については、独立行政法人通則法に基づき主務大臣が定める中期目標も考慮して目標設定を行うこととする。また、目標期間の途中年度で達成している場合等には、必要に応じて、中期目標にかかわらず新たな目標を設定する。

## **（２）設定した目標に基づいた事業の執行（D o）**

- ・ 事業を実施するに当たっては、前年度における評価の際の要因分析を踏まえるとともに、事業の実施主体に対し目標を明示させた上で実施する。

## **（３）評価（C h e c k）**

### **① 評価の区分**

事業の評価に当たっては、アウトカム指標とアウトプット指標により、A（施策継続）、B（施策継続。ただし、予算額又は手法等を見直し）、C（事業の見直し。アウトカム指標の未達成要因の分析が必要）、D（事業の廃止又は厳格な見直し。見直す場合、アウトカム指標の未達成要因の分析が必要）の4区分で評価を行う。

### **② 評価の際の要因分析**

事業の評価を行うに当たり、要因分析を重視する観点から、目標の達成、未達成を問わず、当該目標の達成（未達成）の理由（原因）、改善すべき事項その他今後の課題等を整理し、評価の根拠を明確にする。また、必要に応じて、同様の目的を持つ他の事業との比較等についても評価の対象とする。

### **③ 新規事業の評価**

新規予算要求を行う社会復帰促進等事業については、概算要求の前の段階（6月上中旬～7月上旬）で、社会復帰促進等事業で行うことの必要性等の観点から担当課からのヒアリングを行い、仮に予算が成立した場合に設定する目標の在り方についても確認を行う。加えて、検討会及び部会においても必要性の確認を行う。

#### **(4) 評価の反映、目標管理の改善 (Action)**

##### **① 評価の予算への反映**

- ・ 目標達成度や事業実績等を踏まえ、当該年度における評価（A～D）を翌年度の6月上旬頃に行い、翌々年度の概算要求に反映することとする。
- ・ 概算要求に当たっては、事業ごとに前年度事業評価の結果を十分に反映させた要求内容とし、検討会の資料に明示して評価結果への対応を説明すること。
- ・ A、B評価の事業については、政策としての効果が更に高まるよう、適切な水準の予算額とする等、事業の改善について検討すること。
- ・ C、D評価の事業については、評価の結果を踏まえて、事業の廃止や見直し等の適切な対応を行うこと。

##### **② 見直し状況の確認**

前年度の評価を踏まえて目標管理の見直しを行った事業については、その見直し状況について、年度内に検討会及び部会において確認を行う。

##### **③ スケジュール**

具体的なスケジュールについては、別紙のとおりとする。

#### **4. 基本方針の適用時期について**

令和元年5月に改定した基本方針は、原則令和元年度以降の社会復帰促進等事業の目標設定（P）から適用するものとする。

(別紙)

P D C A サイクルの年度スケジュール

- 4月上旬     当該年度の目標設定（P）及び事業の実施（D）
- 5月頃        「社会復帰促進等事業企画調整会議」において概算要求の基本方針を決定
- 6月上中旬   翌年度の概算要求（新規事業を含む）について担当課からヒアリング
- 6月下旬頃   「社会復帰促進等事業に関する検討会」  
・ 前年度の目標達成度、事業実績等を踏まえた評価（C）  
・ 前年度の評価を踏まえた当該年度の目標の見直し
- 7月頃        「労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会」  
・ 社会復帰促進等事業に関する検討会における検証結果
- （8月        翌年度の概算要求（A））
- 10月頃       「社会復帰促進等事業に関する検討会」  
・ 翌年度の概算要求（新規事業を含む）について報告
- 11月頃       「労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会」  
・ 社会復帰促進等事業に関する検討会における検証結果